

## 孫名義はダメよ！間違いやすい事例その③

### ●孫名義で預金しても……



相続税の税務調査が入った場合には、過去5年ぐらいまで遡って、銀行預金の動きを見ることが多いようです。そして、50万円以上の支出については、具体的に何に使ったかを聞かれることが多いようです。つまり、50万円以上の支出になると、物を買ったり、誰かにあげたりしない限り、通常の生活の中で使いきれぬ金額だとは考えがたいということです。

おじいちゃんがお亡くなりになる数年前に満期になった定期預金300万円を、お孫さんの名前の新しい定期預金に預け替えるなんて話をよく聞きます。もちろん、正式に贈与の手続きをしていけば良いのですが、ただ孫名義に変えるだけでなく、ご丁寧に銀行まで変えてなんて場合は、明らかに名義借りですから、おじいちゃんの相続財産として申告しなければいけません。

名義のいかんにかかわらず、実質的なところで相続税は計算します。

よく「郵便局ならわからない」などと、まことしやかに噂が流れているようですが、噂の張本人たちはもともと100分の95の人たちで「わからない」のではなく、相続税の納付については相手にされていないだけの話です。